

郡市医師会めぐり 第 7 回

厚狭郡医師会



厚狭郡医師会の沿革

大化二年（646 年）律令制度の確立により、国・郡・里が制定され、長門の国、周防の国等、北海道や沖縄等を除く日本国の領土が国に分けられた。さらにその国を郡に分け郡司が税の徴収、行政等を行った。長門の国は、豊浦郡（旧下関市、及び旧豊浦郡）、厚狭郡（旧宇部市、旧厚狭郡、旧小野田市）、美祢郡（旧美祢市、旧美祢郡）、大津郡等に区分された。このときの郡が近世に至るまで地域の名称、領地、行政区分として明治に至るまで機能していたのである。平成の大合併でこの区分けに統合されつつあることに、歴史の必然を感じざるを得ない。

私立船木医学処及び厚狭郡医師団

幕末には私立船木医学処が設立された。明治 10 年（1878 年）西郷隆盛による西南戦争で多数の死傷者が続出し、各地の医師に軍医として徴用命令が発せられた。厚狭郡からは 6 名の医師が徴用され（陸軍本営より）戦地に赴いた。この 6 名の 30 代の医師が厚狭郡医師団と称され、この厚狭郡医師団及び私立船木医学処等が厚狭郡医師会の原型とみなしてよいと思われる。

厚狭郡医師会

医師法の発布

明治三十九年二月帝国連合医会は山口県医会員の支持により代議士となった山根正次（医学士）を通じ、医師法案を議院に提出した。また、青柳代議士の手を経た医師法案とも合わせ、修正、可決、貴族院を経て同年五月に医師法が発布された。

第一次医師会

明治三十九年発布の医師法八条「医師は医師会を設立する事を得」に基づき、郡市医師会を設立し、規則に基づき明治四十年各府県医師会設立総会が開催された。

これ以前は、県医会、郡医会と呼ばれていた団体が、初めて法的根拠を以って、医師会という呼称に改められた。

明治四十年を以って、厚狭郡医師会の発足とみなす。以後、法制の改正により、医師会は徐々に変遷していくこととなる。

「昭和二十二年十月三十一日、占領軍政府により当時の医師会等は解散を指令され・・・」

上記のように従来の医師会は解散を命ぜられた。当時の厚狭郡医師会は、三澤廣忠会長の下、昭和 22 年 8 月 30 日新医師会結成のため設立総会を開催し、翌 31 日、山口県知事に対し設立申請書を提出。同年 12 月 1 日、田中竜夫知事より許可発布。この日が、今日に至る社団法人厚狭郡医師会の法的な設立日である。

社団法人厚狭郡医師会

設立年月日 昭和 22 年 12 月 1 日

昭和の大合併

地方自治法施行時（昭和 22 年～昭和 27 年）、町村合併促進法施行時（昭和 28 年～昭和 30 年）により、厚狭郡（山陽町、楠町）、小野田市、宇部市に合併、統合がなされた。

平成の大合併

日本国政府の主導により、昭和の大合併以来の

市町村の合併が進められた、いわゆる平成の大合併である。この地域は、宇部市、小野田市、楠町、山陽町による二市二町の合併か、宇部市と楠町、小野田市と山陽町の一市一町の合併かに意見が二分された。平成 16 年に山陽町では、どちらにするかという住民投票が行われる予定となった。それに先立ち厚狭郡医師会は、一市一町か二市二町いずれになろうとも、辺境化は免れない。したがってどちらの結果になろうとも厚狭郡医師会は存続するという決議を臨時総会で行った。医師会は行政区と一致する必要は法的に全くなく、行政区を区切ろうと跨ごうと問題はないのである。

住民投票の結果は一市一町、即ち現在の新宇部市と、山陽小野田市になったわけであるが、厚狭郡医師会はそのま現在に至っている。新宇部市、山陽小野田市と二つの行政区を跨ぐ不便さはあるが、他の各業種がなんでもかんでも中心に統合され、周辺部は益々辺境化していくという現象は現在のところ免れている。

自治体の合併に伴い、郡市医師会の合併も行われている地域もある。そのことが地域医療の充実、医師会組織の効率化、強化等につながればよきことである。一方、組織の拡大のみや、行政区に一致し、役所におもねるがごとき医師会の合併であってはならぬことであり、ないと信じている。厚狭郡医師会は、将来いかなるかは知れずとも、現在のところ小なりと言え郡市医師会として奮闘努力していく所存である。

新公益法人への移行について

平成 18 年 6 月 2 日に公布された公益法人制度改革関連三法が平成 20 年 12 月 1 日から施行されるに伴い、当医師会も自動的に特例民法法人に移行となった。一方、平成 25 年 11 月 30 日までに新公益法人制度による法人へ移行しなければ解散を余儀なくされることとなった。

こうした状況を受け、当医師会も執行部や事務局を含めた法人改革委員会を立ち上げ、さまざまな検討を重ねた結果、平成 23 年 10 月 18 日の臨時総会で“非営利の一般社団法人”に移行することを決議した。翌年 7 月 14 日に県知事あてに許可申請を提出した結果、11 月 21 日に認可の内諾を得ることができた。

これにより、平成 25 年 2 月 23 日の臨時総会で、社団法人の解散と一般社団法人への移行登記する旨を確認したほか新執行部に河村会長はじめ 8 人を決定した。また 3 月 19 日に認可書を正式に受理したのち、法務局宛て移行登記手続きに入り、4 月 1 日から「一般社団法人厚狭郡医師会」が誕生する運びとなった。

医師会のエリアは旧山陽町、旧楠町合わせて 3 万人ばかりの地域である。山陽中央病院も廃止された現在は、山口労災病院、山陽小野田市民病院、山口大学医学部附属病院が基幹病院として病診連携を図っている。地域連携ネットワークにも積極的に参加して、各診療所と基幹病院との間の連絡も密になりつつある。また、現在計画中の基幹病院とのコンピューターシステムも着実に進みつつあるようである。

医師会員は 30 名ばかりの小さな所帯でなかなか大きな事業を展開できていないのが実情である。当医師会の取り組みの中に、市の委託事業の一つに胃がん・肺がん検診が挙げられる。河村奨先生を中心に、内科系の会員が定期的にフィルム等を持ち寄り、読影会を開いている。胃がん読影会の昨年の実績は 1,442 件。一方、肺がん検診読影会は毎回、山口労災病院、山陽小野田市民病院、小野田赤十字病院の放射線科の医師を交えて行われている。

厚狭郡医師会の大きな事業に厚狭准看護学院の運営がある。昭和 35 年に厚狭郡医師会附属准看護婦養成所として発足し、昭和 43 年 4 月 1 日より厚狭准看護学院と改称し、現在に至っている。一学年の定員は 20 名で 2 年制で、講義は医師会の医師を中心に外部からも招聘している。看護学は、看護教員 3 名のほか非常勤講師も加え行っている。実習は山陽小野田市民病院、美祢市立病院、小野田心和園、サンライフ山陽、老健ふなき、出合保育園をお願いしている。

公的機関からの助成金は年々減少し経営は苦しくなる一方だが、現在のスタイルの看護師、准看護師の養成は、学生の経済的な側面も含め残すべきと考えている。最近は看護師免許取得のため進学する学生がかなり増えてきている。世の現状として、医師

不足と同じように看護師不足によりどの医療機関も問題になっているほどである。医師会としても良い看護師の育成は、地域への貢献を考えてみても必要であると感じている。

厚狭郡医師会は、先にも申しあげました通り小さな所帯、しかしながら、この地域が医療過疎地にならぬよう日々頑張っている。これから先も、「小粒なるともピリリと辛い」と言われるような医師会でありたいと思う。

〔厚狭郡医師会広報担当理事 田中 俊朗〕